HAYABUSA ASUKA LAW OFFICES NEWS LETTER Vol.21

隼あすか法律事務所ニュースレター第 21 号　June, 2018

CONTENTS

- P．1…育児休業取得後に、問題行動等を理由に行った解雇が無効とされた裁判例のご紹介
- P．3…NHK受信契約に関する最高裁判決のご紹介
- P．4…Park－PFI と都市公園の管理運営
- P．6…改正個人情報保護法～外国への個人データの第三者提供に関する留意点
- P．7…民法改正に伴う商法改正
- P．8…マンスリーセミナー活動報告

育児休業取得後に、問題行動等を理由に行った解雇が無効とされた裁判例（東京地裁平成29年7月3日判決）のご紹介

弁護士　木下　達彦

第1　事実関係

産前産後休暇、育児休業を取得し、休業後の復職を求めたところ、他の社員にとって、問題行動のある X がいない職場があまりに居心地がよく、X が復職した場合にはその負担・落差に耐えられず、組織や業務に支障が生ずるではないかという理由から、当初の復職させる方針を改め、退職勧奨、その後、解雇に至った事案です。

第2　裁判所の判断

① 事業主において、外形上、妊娠等以外の解雇事由を主張しているが、それが客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないことを認識しており、あるいは、これを当然に認識すべき場合において、妊娠等と近接して解雇が行われたときは、均等法9条3項及び育

休法10条と実質的に同一の規範に違反したものとみることができるから、このような解雇は、これらの各規定に反する、少なくともその趣旨に反した違法なものと解するべきである。

② 問題行動については口頭での注意、業務命令違反を明示し、処分を示唆したことはあるが、それ以上に、懲戒処分はもちろん、文書を交付して注意が行われたことはない。問題行動への対応として、弁護士、社会保険労務士や産業医に相談し助言をうけており、復職を受け入れた上、その後の業務遂行状況や勤務態度等を確認し、不良な点があれば注意・指導、場合によっては解雇以外の処分を行うなどして、改善の機会を与えることのないまま、解雇を敢行する場合、法律上の根拠を欠いたものとなることを十分に認識することができたものと見ざるを得ない。

③ 問題行動があって、職場の上司や同僚に一定の負担を生じ得るとしても、例えば、精神的な変調を生じさせるような場合も含め、上司や同僚の生命・身体を危険にさらし、あるいは業務上の損害を生じさせるおそれがあることにつき客観的・具体的な裏付けがあればともかく、そうでない限り、甘受すべきものであって、復職したうえで必要な指導を受け、改善の機会を与えられることは育児休業を取得した労働者の当然の権利である。

④ 本件解雇は（労働契約法16条の要件に該当せず）無効である。また、均等法9条3項及び育休法10条に違反し、少なくともその趣旨に反し、この意味からも解雇は無効である。

第3 解説

今回、この裁判例を取り上げたのは、問題社員をかかえていらっしゃる会社様は多いであろうと思われ、どのように対応すべきなのかを検討するためです（なお、＜裁判所の判断＞①④の法的構成については疑問がありますが、紙幅の関係から今回は取り上げません）。

まず、＜第1 事実関係＞にも下線を引いておきましたが、この事案から得られる教訓の一つは、問題社員が恒常的にいる状態よりも、問題社員が休業等で職場を一旦離れてから復帰するときの方が、居心地のよい状態からの落差を感じてしまい、社内からの復帰反対論がより強く出てくることを想定すべき、ということです。本件でも会社は専門家から意見を聞いており知識は持っていたはずですが、社内の反対論を抑えきれなかったことがうかがえます。

また、社内にあった反対論について、＜第2 裁判所の判断＞③の通り、復職時における解雇は、上司や同僚の生命・身体を危険にさらし、あるいは業務上の損害を生じさせるおそれがあることにつき客観的・具体的な裏付けが求められており解雇有効となるためのハードルは高いといえます。

したがって、休業前の問題行動については、本件の会社は、口頭での注意程度にとどまっていましたが、問題行動が起きるごとに、「口頭での注意→書面での注意→軽い懲戒処分→重い懲戒処分」といった段階を踏んで対応しておくべきでした。おそらく注意等に対する問題社員の反応に厳しいものがあったものと推測されますが、先送りは、本件のように、後日の法的リスクを高めることになります。

また、本件のように休業前に有効な手を打てていない場合には、＜裁判所の判断＞②の通り、復職を受け入れた上、その後の業務遂行状況や勤務態度等を確認し、不良な点があれば注意・

指導、場合によっては解雇以外の処分を行うなどして、改善の機会を与えた上で、なおも改善しない場合に解雇に踏み切るという段階を踏むことが求められます。

NHK受信契約に関する最高裁判決（最高裁平成29年12月6日判決）のご紹介

弁護士　滝口　博一

第1　はじめに

NHK受信契約に関する最高裁判決（最高裁平成29年12月6日判決。以下、「本判決」といいます。）は大きく報道されました。今回は、本判決のうち、①受信契約の成立時期、②受信料債務の成立時期、及び、③消滅時効の起算点、に関する判断を中心にご紹介します（第4の解説では、特に③消滅時効の起算点と新民法における取り扱いを検討します）。

第2　事実関係

本件は、NHK（日本放送協会）が、NHKの放送を受信することのできる受信設備を設置していながらNHKとの間で受信契約を締結していないYに対して、受信料の支払等を求めた事案です。

第3　裁判所の判断

①　受信契約の成立時期

放送法64条1項は、受信設備設置者に対し受信契約の締結を強制する旨を定めた規定であり、NHKからの受信契約の申込みに対して受信設備設置者が承諾をしない場合には、NHKがその者に対して承諾の意思表示を命ずる判決を求め、その判決の確定によって受信契約が成立する、と判断しました。

これは、NHKから受信設備設置者への受信契約の申込みが到達した時点等で受信契約が成立する旨のNHK側の主張を退け、承諾に代わる判決が必要であることを確認したものです。

②　受信料債務の成立時期

受信契約の申込みに対する承諾の意思表示を命ずる判決の確定により同契約が成立した場合、同契約に基づき、受信設備の設置の月以降の分の受信料債権が発生する、と判断しました。

これは、放送受信規約には、受信契約を締結した者は受信設備の設置の月から定められた受信料を支払わなければならない旨の条項（5条1項）があることなどを根拠としています。

③　消滅時効の起算点、

受信契約に基づき発生する受信設備の設置の月以降の分の受信料債権（受信契約成立後に履行期が到来するものを除く。）の消滅時効は、受信契約成立時から進行する、と判断しました。

受信契約に基づく受信料債権の消滅時効期間は、年またはこれより短い時期によって定めた定期給付債権（現行民法169条）として5年とする最高裁判決（平成26年9月5日）が既にありました。本判決は、その起算点について、受信料債権は受信契約に基づき発生するものであるから、

受信契約が成立してはじめてNHKは受信料債権を行使することができる、すなわち、受信契約成立時が「権利を行使することができる時」（現行民法166条1項）として消滅時効の起算点となるとしたものです。

第4　解説

本判決に対しては様々な評釈があるところですが、以下では、③消滅時効の起算点と、平成32年（2020年）4月1日施行の新民法における取り扱いを検討します。

上記のとおり、受信料債権の消滅時効期間は、定期給付債権（現行民法169条）として5年とされていますが、新民法ではこれが削除され、消滅時効の一般的な規律が適用されることになります。

新民法（166条1項1号2号）では、権利を行使することができることを知った時という主観的起算点（5年）と、権利を行使することができる時という客観的起算点（10年）の2つの起算点より、消滅時効が進行することとなります。この主観的起算点については、権利を行使することができるといえる状態でなければ主観的起算点からの時効期間が進行することはないと考えられています。

本判決のとおり受信契約成立時が「権利を行使することができる時」であると考えれば、受信契約成立前に新民法における主観的起算点からの時効期間が進行することはないと考えられます。また、受信契約成立と同日にNHKは権利行使できることを知るものと考えられます。

したがって、新民法においても、受信契約成立時から消滅時効は進行し、その期間は5年となり（主観的起算点）、現行民法と結論において差異はないものと考えられます。

このように、新民法においては、主観的起算点等が設けられたことにより、結論が異なるものも、そうではないものもありますので、適切な債権管理及び時効管理が必要になると考えられます。

Park－PFIと都市公園の管理運営　　弁護士　藤田　剛敬

第1　都市公園運営の官民連携

富山市の「世界一美しいスタバ」、一度は聞いたことがあるのではないでしょうか。これは、都市公園法の設置管理許可制度を利用して出店されたものです。現在、官民が連携して行う公園施設の整備が注目されおり、PFI 事業や都市公園法に基づく管理など、現在まで多くの都市公園で様々な試みがなされています。

都市公園の管理運営主体は、地方公共団体（又は国土交通大臣）です。都市公園の老朽化に伴い整備する必要がある一方、公共の人的・財政的制約から、施設の新規整備等には限界がありました。そこで、民間の知恵と資金を投入することで、公園利用者にとってより魅力的、かつ、キャッシュフローを生み出せる地方財政にも優しい都市公園を創出することで、都市公園の整備・維持を全うするという目的が背景にあります。

この目的を達成するためには、民間事業者の積極的な参入が不可欠です。その参入を促すた

めに都市公園法の改正もなされましたので、都市公園の官民連携について概説します。

第2 従来の整備・管理運営手法

都市公園の管理運営に係る既存の制度として、以下の制度が存在しています。

（設置管理許可制度）

- 都市公園法第5条に基づき、公園管理者が、第三者に対して公園施設の設置管理を許可する制度です。民間事業者が都市公園内に施設を設ける場合には当該許可が必要になります。
- 許可期間は、最長10年です（更新は可能。）。

（指定管理者制度）

- 地方自治法に基づく制度で、公共施設の管理を地方公共団体が指定する者が行います。
- 一般的には、施設の管理のみを目的とし、新たな施設を整備しません。

（PFI）

- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（いわゆる PFI 法）に基づいて、民間事業者が施設の整備・維持管理を行う制度です。
- 事業契約に定められた施設の建設及び維持管理業務を行うものであり、運営する場合は別途設置管理許可を得るか指定管理者として指定される必要があります。
- なお、都市公園法の改正により、PFI 事業の場合の設置管理許可期間は、最大30年とすることが可能です（都市公園法第5条第4項）。

第3 Park－PFI とは

都市公園法の改正により、公募設置管理制度（いわゆるPark－PFI）が新設されました。公園内にカフェ等の施設の設置を許可し、当該施設から生じる収益の一部を公園の道などの整備・改修に充てることを条件として、公園の一体的な整備・管理を行う者を公募する制度です（都市公園法第5条の2以下）。

収益の一部を公園の整備に充当することに対して、以下の優遇措置が与えられます。

- 許可期間が最長20年へ延長
  設置管理許可制度に基づく10年では施設の設置に伴う投下資本を回収できないという声に配慮したものです。
- 許可の更新が実質的に保証
  認定された公募設置等計画の期間内に設置管理許可制度に基づく許可申請がある場合は許可を与えなければならないとされており、許可の更新が実質的に可能となります。
- 占用可能物件の拡大

法令で定めるものに加え、自転車駐車場や看板など、地域住民の利便の増進に寄与すると認められる利便増進施設を設置することが可能となりました。

- 建蔽率の緩和
  公園施設は原則2%ですが、＋10%へと緩和されています。

以上のように、地方公共団体にとっては、本来自らの負担で行うべき公園の整備・改修を、民間事業者が設置する施設から生じるキャッシュフローを利用して行うことができ財政上の負担を軽減できるというメリットがあります。一方で、民間事業者にとっては、規制の緩和により事業としての収益の目処を立てやすくなります。また、公園全体を一体的に整備することで公園内の施設の増収に資する整備が可能となり資本投下しやすくなるというメリットがあります。これらのメリット及び公共施設への民間活力注入の必要性・緊急性を考慮すると、これからの Park－PFI は注目に値すると考えます。

＊国土交通省平成30年度 PPP 協定（コンサルティングタイプ）のパートナーに選定されています。ご質問や基礎講座の開催を受け付けていますので、PPP／PFI に関して何なりとご連絡ください。

改正個人情報保護法～外国への個人データの第三者提供に関する留意点

弁護士　多田 光毅

改正個人情報保護法が昨年５月30日から施行されたことはご存知のことと思います。この趣旨としては、EU における一般データ保護規則（General Data Protection Regulation、2018年５月25日から施行）にあわせ、いわゆる国家の「十分性」の要件を満たすため、日本国として個人データの保護をより徹底するということにありました（但し、残念ながら、欧州委員会において、日本国は「十分性」の要件を満たす国家とは今のところ決定されていません。なお、欧州委員会と日本国個人情報保護委員会との間の最新の交渉状況は、共同プレスステートメント参照）。そこで、個人情報保護法第24条において、日本国から外国への個人データの第三者提供に関して、厳格な規制を設けております。

これを要約すれば、あらかじめ本人の同意を得ることが原則となりますが、この同意については事前の明確な個別同意が必要であり、多数の個人データを保有している個人情報取扱事業者は、全ての同意を取得することが事実上困難ではないかという問題があります。

そこで、①いわゆる国家の「同等性」の要件（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるもの、但し、今のところなし）を充たす外国に所在する第三者、②個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備

している者は、これらに該当しないこととして、一定の例外を設けました。

特に②の基準に適合する体制を整備していると認定されるために、個人情報保護委員会規則や個人情報保護に関するガイドライン（外国にある第三者への提供編）においては、かなり細かく基準や規制を設けており、これらを遵守することが必要になります。

紙面の関係で詳細を省きますが、実務上は、当該基準に適合する体制とするため、当該当事者間の情報提供契約書（Data Transfer Agreement）中において、互いに様々な義務を負う規定が多数設けられることとなります。

そこで、当該当事者の契約書の交渉担当者は、情報提供契約書のドラフトやレビュー、交渉をする際には、同契約書中の各種義務規定が、いかなる要請に基づき規定されているのかを分析し確認したうえで、どこまでの範囲で義務を負わないとすることができるのか、それとも相手方には義務規定を別途新たに設ける必要などがあること等を理解し、リーガルロジックを駆使して交渉をしたうえで、最終合意までもっていく必要があります。

この交渉時にチェックすべき法的視点としては、当該各種義務規定が、①個人情報保護法第２４条の例外を充たすための規則やガイドラインの基準に適合する体制とするために必要とされているのか、その内容や義務の程度、②当該日本国の個人情報取扱事業者自身が個人情報保護法に基づき遵守しなければならない事項だから規定される必要があるのか、③各当事者が、それぞれ、取引先の第三者や個人データ上の本人に対して別途遵守する債権的義務があり当該義務違反が生じないようにするために規定されているのか、④さらには個人情報保護法第７５条の外国から日本国内へのサービスを提供する者への個人情報保護法の適用場面ではないことの確認等の様々な視点から、分析をする必要がありますので、ご留意いただければと思います。

民法改正に伴う商法改正　　弁護士　大澤　俊行

「民法の一部を改正する法律」（以下同法による改正前の民法を「旧民法」、改正後の民法を「新民法」といいます。）が平成２９年５月２６日に成立、同年６月２日に公布され、これとともに「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「整備法」といい、整備法による改正前の商法を「旧商法」、改正後の商法を「新商法」といいます。）も成立・公布され、商法等の法律についても改正がされることになりました。整備法の施行日は、新民法の施行日である平成３２年４月１日です。

本稿では、整備法による商法の改正の内容を一部ご紹介します。

【商事法定利率】

新民法では、法定利率が従来の年５％から年３％に引き下げられ、さらに3年毎に変動するものとされました。

これに伴い、商事法定利率を６％としていた旧商法第５１４条は削除され、商行為によって生じ

た債務の利率も民法と同様となりました。

【商事消滅時効】

旧民法では、定期給付金債権の短期消滅時効（旧民法第169条）及び職業別の短期消滅時効（第170条から174条）を定めていましたが、新民法ではこれらの規定はいずれも廃止され、（1）債権者が権利を行使できることを知った時から5年間行使しないとき、又は（2）権利を行使することができる時から10年間行使しないときに債権は時効消滅することとされました（新民法第166条）。

これに伴って、商行為によって生じた債権の消滅時効期間を5年とする旧商法第522条の規定は削除されました。

【その他の改正点】

実務上特に気を付けなければならない改正点は以上の点かと思いますが、他にも改正がなされました。紙面の都合上全ては紹介できませんが、一部を以下に挙げておきます。

- 詐害的営業譲渡にかかる責任の消滅時期・・・営業譲渡の効力が生じた日から20年とされていたのが10年に短縮（新商法第18条の2）
- 消滅時効の起算点・・・運送取扱人及び船舶所有者の債権について権利を行使できる時（新商法第567条、765条）、共同海損又は船舶の衝突についての債権について損害及び加害者を知った時（798条）
- 旅客運送人に関する債権についての短期消滅時効の新設・・・権利を行使できるときから1年で消滅（新商法第592条の2）

マンスリーセミナー活動報告

ITを活用した海外取引及び法律相談セミナー　　弁護士　多田　光毅

2018年4月5日（木）14：00～16：00、COUXU株式会社の高橋悠介さんを講師に迎え、コーディネーターパートナー弁護士多田光毅として【東アジア・東南アジアの問屋、小売店への卸販売を瞬時に実現する手法】と題するセミナーを弊事務所会議室にて開催しました。

日本国の多くの企業が新たな期になるタイミングで、新規事業立ち上げや海外への販路開拓等を、ITを活用して行うというアイデアを提供するものです。特に、COUXU株式会社における主要ビジネスである海外企業が仕入れたい日本商品をクラウド上で公開する『セカイコネクト』を活用した具体的な方法やこれまでの事例を多数ご紹介いたしました。

当日は、弊事務所の取引先である多数の海外取引を現に行い、または行うことを企画している企業の担当者様や、海外に拠点を有する会計事務所の所長様等、多数の方に来場いただき、今

後の具体的な商談や弊事務所のパートナー弁護士多田光毅による海外取引等に関する法律相談の受付もさせていただき大変活気あるセミナーとなりました。

編集後記

あっという間に春が過ぎ、色とりどりの紫陽花に、梅雨の気配を感じる時期になりました。

朝夕の寒暖の差が激しい時期柄、体調を崩されませぬよう、くれぐれもご自愛ください。皆様が一層のご活躍をされることを心よりお祈り申し上げます。

（ニュースレター編集チーム）

配信を希望されない皆様へ

今後ニュースレターの発行を希望されない皆様におかれましては、誠にお手数ですが、件名・本文を空欄にしたまま newsletter@halaw.jp 宛へメールを送信していただけますようお願い申し上げます。

当事務所の連絡先

〒100-6004 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号霞が関ビル 4 階
隼あすか法律事務所
電話：03-3595-7070 ／ FAX：03-3595-7105
E-mail：info@halaw.jp ／ URL：https://www.halaw.jp/

本ニュースレターは、作成時点において調査した範囲内での調査結果を基礎とした当事務所の一見解にすぎず、将来の学説、裁判例、省庁の見解の動向等により見解も変更しうるものです。また、本稿は隼あすか法律事務所に著作権が帰属しており、無断転載・使用等を禁じます。